

平成 18 年 度

富 岡 市 水 防 計 画

富 岡 市 防 災 会 議

目 次

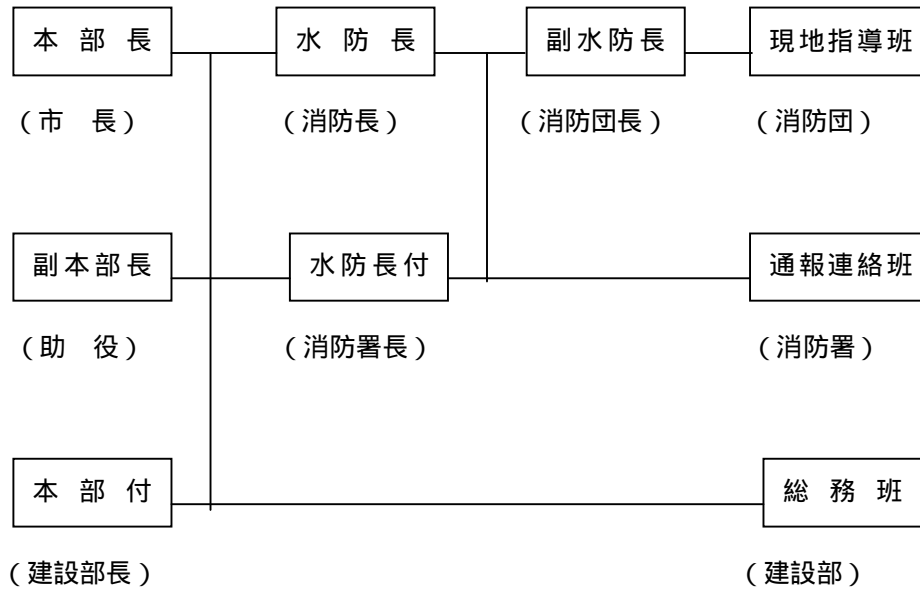
第 1 章	水防組織	1
第 2 章	重要水防区域、土石流発生危険溪流箇所 及び地すべり発生危険箇所	2
第 3 章	水門及びその操作	6
第 4 章	水防通信連絡計画	7
第 5 章	非常配備と水防活動	7
第 6 章	水防標識と身分証明	9
第 7 章	水防信号	10
第 8 章	消防団員の詰所、水防倉庫及び備蓄資材	11
第 9 章	決壊等の通報	15
第 10 章	避難のための立ち退き	15
第 11 章	相互応援協力計画	15
第 12 章	水防解除	16
第 13 章	水防実施状況報告	16

この計画は、水防法第4条の指定を受け、洪水による水害を警戒、防御し、これによる被害を軽減し公共の福祉を保持するため、市内の各河川、その他の水防上必要な監視、予報、警戒、通信及び連絡輸送並びに水防のための諸活動、水防に必要な器具、資材及び設備についての大綱を示したものである。

第1章 水防組織

市長は、水防法の規定により気象通報等による洪水等のおそれのあるときから、危険が回避されるまでの間、水防本部を市役所内に設置する。ただし、災害対策基本法に基づく富岡市災害対策本部が設置されたときは、同本部が廃止されるまでの間、それに統合され水防事務を処理する。

(1) 水防本部の組織は、次のとおりである。



第2章 重要水防区域、土石流発生危険渓流箇所及び地すべり発生危険箇所

本計画に定める土石流発生危険渓流及び地すべり発生危険区域においては、洪水による溢水、破堤、氾濫等と異なり、災害発生の予測が難しいため、時間雨量30ミリメートル、日降雨量100ミリメートル程度に達するときは、十分警戒するとともに災害対策本部の災害防護活動とあわせ、防災体制の万全を期す。

そのためには、あらかじめ避難場所を定め、地域住民にその旨周知徹底を図る。

市内の重要水防区域及び同区域の特に危険な箇所は、次のとおりである。

(1) 重要水防区域

河川名	重要水防区域		左右岸別	内、特に重要な区域		
	大 字	場 所		延 長 (m)	理 由	対策水防 工 法
鐺 川	富 岡	鐺橋上流	左	300	堤防高不足	積み土のう工
高田川	七日市	三共橋上流	右	400	〃	〃
〃	上高田	川端橋上流	左	100	〃	〃
〃	〃	三里橋上流	左	150	〃	〃
〃	下高田	鹿島橋下流	右	200	〃	〃
〃	〃	八幡橋下流	右	150	洪水時水衝部	〃
丹生川	上丹生	下田橋上流	左	1,000	堤防高不足 (河積少)	〃
〃	〃	下田橋上流	右	1,000	〃	〃
蚊沼川	田 島 神農原	岩崎橋上下流	左	300	〃	〃
〃	〃	〃	右	200	〃	〃
大牛川	大 牛	大牛中村付近	左	60	洪水時水衝部	〃
矢沢川	菅 原	菅原川後石 付 近	右	80	〃	〃
合 計 1 2 ヶ 所				3,940		

(2) 土石流発生危険溪流箇所

地域名	河川名		地形				保全対象 区域の現況	
	幹川名	溪流名	流域 面積 (k m ²)	流路 延長 (m)	溪 勾 (°)	床 配	人家 の戸 数(戸)	公共的建 物の種類 と数
南後箇	潤沢川	浅香入不動沢	0.22	790	3	<10	2	
"	浅香入川	浅香入潤沢沢	0.05	310	"		6	
"	野上川	大口沢	0.03	90	10	<15	1	
岩染	岩染川	岩染高見沢	0.24	620	3	<10	6	
"	"	岡薄沢	1.02	1540	"		1	
"	"	岩染西谷津川	0.65	1,540	"		1	配水地-1
"	"	岩染藤田沢	1.02	1,230	"		1	
野上・宮城	野上川	野上宮城沢	0.04	190	"		5	
"	"	野上乙日向沢	0.11	450	"		1	神社-1
"	"	一ノ沢	0.08	320	"		2	
野上	"	額部根石沢東	0.04	230	"		6	
"	"	額部根石沢北	0.04	280	"		3	
"	"	野上日向沢	0.02	160	"		1	
"	"	乙母沢						
野上・加生	"	乙母乙沢						
梅沢	鎚川	南蛇井梅沢沢	0.81	1,450	3	<10	3	
"	梅沢川	南蛇井赤谷沢	0.22	760	"		4	
小倉	鎚川	南蛇井小倉川	1.33	1,910	"		2	駅-1
千平	小倉川	小倉橋上沢	0.37	790	"		2	駅-1
東	鎚川	満福寺沢	0.14	380	"		3	
南蛇井	"	南蛇井最興寺沢	0.11	310	"		7	保育園-1 寺-1
中沢	中沢川	破風前場沢						
南蛇井 一本榎	"	南蛇井稲荷沢	0.2	560	3	<10	7	
"	"	南蛇井普門寺沢	0.04	110	"		9	
"	"	南蛇井勧学寺沢	0.01	20	20		5	保育園-1 寺-1
神成 鐘ヶ谷	蚊沼川	神成系手 鐘ヶ谷沢	0.06	230	3	<10	9	公会堂-1
"	"	系手中組沢	0.03	70	"		2	
坂井	丹生川	坂井金桐沢	0.05	300	"		3	

坂井	丹生川	一ノ宮坂井沢	0.11	340	3	< 10	5	
黒川	高田川	黒川御霊沢	0.03	80		"	11	
"	"	黒川上機足沢	0.02	50	10	< 15	6	
君川	"	塚越沢						
"	"	千ノ谷沢						
上星田	温沢川	星田寺ノ入沢	0.10	270	3	< 10	8	寺-1
黒岩・深町	星川	下黒岩田中沢	0.09	280		"	5	
黒岩・機足	"	上黒岩機足東沢	0.01	50		"	7	
"	"	上黒岩機足西沢	0.03	50	10	< 15	15	公会堂-1
田中	"	上黒岩深町北沢	0.02	180	3	< 10	8	
黒岩・深町	"	上黒岩深町東沢	0.01	90		"	7	
"	"	上黒岩赤城沢	0.01	70	10	< 15	2	
"	"	赤城東沢	0.04	130	3	< 10	1	
"	"	深町西沢	0.04	170		"	1	
上黒岩	"	宮本沢						
下黒岩	"	鍛冶谷沢	0.07	300	3	< 10	5	公民館 運動場
"	"	堂谷沢	0.07	370		"	4	
"	"	関口沢	0.03	190		"	5	
上高尾 高橋	"	上高尾高橋沢	0.02	70		"	5	
上高尾	"	上高尾千福寺沢	0.02	80		"	13	集会所-1
"	"	下高尾老丁目沢	0.03	150		"	15	集会所-1
"	"	上高尾東日向沢	0.01	110		"	15	集会所-1
下高尾 大鳥	藤木川	下高尾大鳥沢	0.02	30	20		6	
藤木	"	小浜北沢	0.03	60	3	< 10	1	
"	"	小浜南沢	0.02	130		"	2	
"	"	久保沢						
桑原	"	金屎沢	0.01	100	3	< 10	2	公会堂-1
後賀	鎚川	笹谷沢	0.02	50	10	< 15	2	
蕨	蕨川	蕨一ノ坂西沢						
蕨・一ノ坂	"	蕨一ノ坂東沢	0.02	40	10	< 15	5	
寺山	高田川	寺山川	0.11	130	30		4	寺-1
古立	"	古立川	0.55	950	15		5	
久原	"	北谷沢	0.05	210		"	8	
天沢	"	天沢川	0.04	110	22.5		7	

古立	高田川	上村沢	0.05	180	18	1	
川後石	"	大桁川	1.40	1490	13	6	集会所-1
尾崎	"	野津沢	0.04	100	15	5	
寺谷	"	寺谷沢	0.08	80	18	6	寺-1 集会所-1
本村	"	くね下沢	0.03	150	"	5	
丁	矢沢川	矢沢川	0.16	340	30	11	
妙義	大牛川	大牛川	0.18	270	45	19	神社-1
弥八	鎗川	弥八川	0.50	1,200	15	5	
中村・前山	"	八ッ牛川	0.60	1,400	18	10	
イゴ田	"	イゴ田川	0.80	1,000	30	8	
打越	"	打越川	0.75	1,100	"	4	
姥子山	"	わさび沢川	1.10	1,100	45	3	
八重切	"	北山川	1.00	800	9	4	
押出	"	明戸川	0.30	500	22.5	8	
新堀・道下	"	狸沢川	0.45	1,000	10	7	

(3) 地すべり発生危険箇所

地域名 大字 箇所名	河川名		面積 (ha)	区域内の保全対象				地すべり 指定の有無
	幹川名	溪流名		河川への 影響(m ²)	人家 戸数 (戸)	耕地 (ha)	公共的建物 施設の種類 及び数	
上黒岩 打越	鎗川	星川	12.1	372,000	17	4.7	市道 720m 橋 1 公会堂 1	有
岩染 上岩染	"	岩染川	7.7	102,000	1	2.9	浄水場 1	無
南後箇 大崖	"	—	4.9	4,000	22	0.8	市道 570m	無
八木連 大久保	"	丹生川	23.2		29	5.3	市道 1400m 公会堂 1	無
菅原 宿東	鎗川 高田川	菅原川	9.6		0	4.1	—	無

第3章 水門及びその操作

水防上重大な関係のある水門は次のとおりで、洪水等における操作についてそれぞれ定められた操作によりの確な操作が行われるように水門等の管理者と門扉の操作基準、連絡方法等について、協議し水防活動の円滑な遂行を図る。

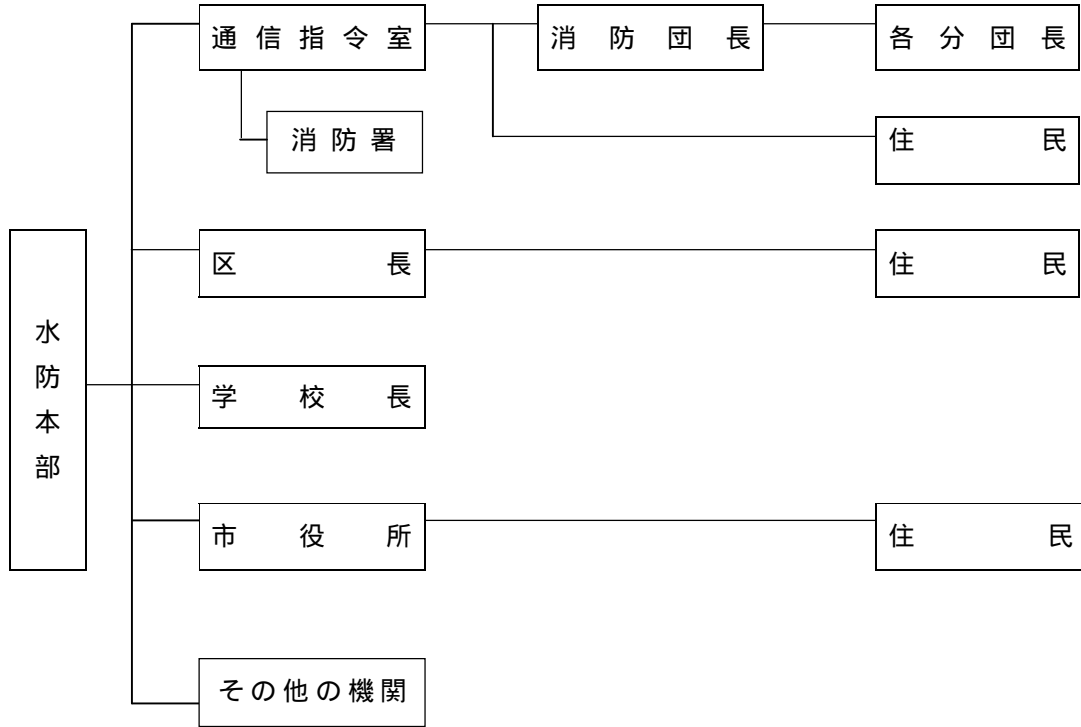
主な水門及び樋門箇所

河川名	所 管	位 置	規 模 操 作 方 法	操 作 責 任 者	堰 名
丹生川	甘 楽 多 野 用 水 土 地 改 良 区	一ノ宮	木製 高 0.9m 幅 1.3m 1 門 巻 上 手 動 式	職員(平日) 62-0226	山下堰
雄 川	"	田 篠	木製 高 0.6m 幅 0.6m 1 門 巻 上 手 動 式	職員(休日) 63-4512	田篠堰
高田川	"	七日市	木製 高 0.9m 幅 1.5m 1 門 巻 上 手 動 式	畑 村 繁 63-2539	一番堰
"	"	黒 川	木製 高 0.9m 幅 1.0m 1 門 巻 上 手 動 式	佐藤仙一郎 64-0812	二番堰
"	君川堰用水組合	富 岡	鋼 製 本 ゲ ー ト 高 1.8m 幅 29.0m 2 門 自 動 転 倒 式 鋼 製 取 入 ゲ ー ト 高 1.0m 幅 1.1m 1 門 巻 上 手 動 式	津 金 絃 一 62-1946	君川堰
野上川	高瀬大口用水 利 用 組 合	南後箇 野 上	鋼 製 本 ゲ ー ト 高 0.9m 幅 2.3m 1 門 自 動 転 倒 式	白 田 文 雄 63-2317	—

第4章 水防通信連絡計画

洪水時に必要とする通信連絡は、次のとおり行うものとする。

(1) 伝達機構



(2) 通信連絡方法

水防上緊急を要する通信については、防災行政用無線（固定系）、広報車、電報、電話等あらゆる通信機関を利用することとし、巡視車及び水防作業現場との連絡を緊密にするため防災行政用無線（移動系）及び車両等の配備をしておくものとする。

第5章 非常配備と水防活動

(1) 非常配備

本部長は、洪水のおそれがあると認められたときは、非常勤務活動の完遂を期するため、次の区分により非常配備を行う。

配 備 区 分	発 令 基 準	配 備 内 容
第 1 配 備	今後の気象情報に注意と警戒を必要とするが、予想される事態発生までかなり時間的余裕があるときは、少数の人員であたり、情報、連絡活動を主とし、事態の推移によっては、直ちに指導、その他の活動ができる態勢	所属人員の 1 / 4
第 2 配 備	水防事態が予想され、水防活動の必要が考えられ、水防事態が発生すればそのまま水防活動が遅滞なくできる状態	所属人員の 1 / 2
第 3 配 備	事態が切迫し、水防活動の開始が予想されるとき、所属人員全員によって水防活動ができる態勢	所 属 人 員 全 員

- 注意事項 1 この指令は、事態に応じて第1配備から直ちに第3配備を発令する場合もある。
- 2 本部員は、常に気象状況の変化に注意し、水防指令の発令が予想されるときは、自動的に出動しなければならない。

(1) 水防活動

ア 待 機

待機命令は、次の状況の際発令するものとし、各分団長及び連絡員数人は詰所で待機し、その後の状況を把握することに努め、一部団員を直ちに次の段階に入り得るような態勢におくものとする。

- (ア) 洪水予報が発せられたとき。
- (イ) 水防本部が待機の態勢に入ったとき。

イ 出 動 準 備

出動準備命令は、次の状況の際発令するものとし、消防団員全員は、各詰所に集合し、資材の準備、点検、作業員の配備計画等に当たり、被害発生予想箇所へ一部団員を警戒出動させること。

- (ア) 河川の水位が通報水位に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ、出動の必要が予想されたとき。
- (イ) 気象状況等により水害の危険が予知されたとき。

ウ 出 動

出動命令は、次の状況の際発令するものとし、消防団は、あらかじめ水防計画に定められた警戒配備につくものとする。また、管内で特に重要と思われる箇所については、巡視員を設け、巡視を行い、水防上危険箇所を発見したときは、本部に連絡をして必要な措置を講じ水防作業を行うこと。

出 動 基 準	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防警報が発せられたとき。 2 河川の水位が警戒水位に達したとき。 3 急激な豪雨があったとき。 4 堤防に特に危険な場所がある場合で、水防活動を行う必要があると認めるとき。
---------	--

第 6 章 水防標識と身分証明

(1) 水防標識

水防作業を、正確、敏速かつ規則正しい団体活動とするため、次の標識を定める。

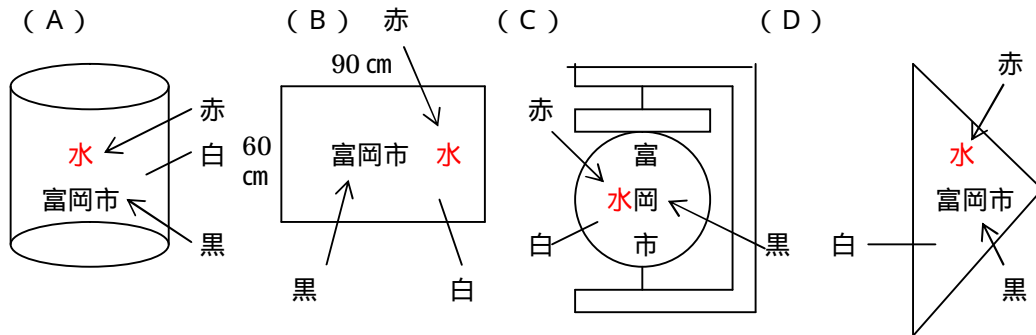
ア 水防要員の標識

左腕に腕章をつける (A)

イ 消防団又は消防機関の標識

昼間は、(B) を掲げ、夜間は標識 (C) を掲げる。

ウ 水防用緊急自動車は (D) 標識を掲げる。



(2) 身分証明

水防法第 49 条第 2 項の規定により、本市職員が携帯する身分を示す証票は、次のとおりとする。

第 号

富岡市水防職員の証

職名

氏 名

生 年 月 日

上記の者は、水防職員であることを証明する。

年 月 日

富 岡 市

注 意

1 本証は、他人に貸与し、又は、譲渡することはできない。

2 死亡、転退職その他により不要になったときは、直ちに返納する。

第7章 水防信号

(1) 水防法第20条の規定による水防に用いる信号は、次のとおりとする。

	警 鐘 信 号	サイレン信号
第1信号	- - - - -	5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 - 休 - 休 - 休 止 止 止
第2信号	乱 打	3秒 2秒 3秒 2秒 3秒 2秒 - 休 - 休 - 休 止 止 止

備 考

- 1 信号は適宜の時間継続すること。
- 2 必要があれば警鐘信号、サイレン信号を併用すること。
- 3 危険が去ったときは、防災行政用無線（固定系）又は口頭伝達により周知すること。

注 第1信号は、消防団及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせる。
第2信号は、必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせる。

第8章 消防団員の詰所、水防倉庫及び備蓄資材

(1) 水防のために出動する消防団員・消防署員の詰所は、次のとおりとする。

河川名	管理団体	管理者	所在地	電話番号
鎗川ほか18川	富甘広域	理事長	富岡消防署	62-4325
鎗川、高田川、中沢川 蚊沼川、丹生川、打越川	〃	〃	富岡消防署 一ノ宮分署	63-2441
高田川ほか10川	〃	〃	富岡消防署 妙義分署	73-3637
鎗川、高田川	富岡市	富岡市長	富岡市第1分団詰所	64-1620
鎗川、高田川、雄川	〃	〃	富岡市第2分団詰所	64-1621
高田川、蚊沼川、丹生川	〃	〃	富岡市第3分団詰所	64-1622
鎗川、野上川	〃	〃	富岡市第4分団詰所	64-1623
野上川、立沢川、岩染川	〃	〃	富岡市第5分団詰所	64-1624
湍沢川、下川、浅香入川	〃	〃	富岡市第6分団詰所	64-1625
鎗川、蚊沼川、中沢川	〃	〃	富岡市第7分団詰所	67-3356
丹生川、打越川	〃	〃	富岡市第8分団詰所	67-3357

河川名	管理団体	管理者	所在地	電話番号
高田川、星川、丹生川	富岡市	富岡市長	富岡市第9分団詰所	64-1626
星川、藤木川、桑原川、小桑川、蕨川	"	"	富岡市第10分団詰所	64-1627
高田川、明戸川	"	"	富岡市第11分団詰所	——
高田川	"	"	富岡市第12分団詰所	——
高田川、熊野沢川	"	"	富岡市第13分団詰所	——
高田川、大牛川、北山川	"	"	富岡市第14分団詰所	——
高田川、諸戸川	"	"	富岡市第15分団詰所	——
高田川、天神川、矢沢川、大桁川、京塚川、寺山川	"	"	富岡市第16分団詰所	——

(2) 水防倉庫及び備蓄器具・資材は、次のとおりである。

管 理 者 名	理 事 長	富 岡 市 長	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
所 在 地	本 部 消 防 署	七 日 市 第 1 分 団	瀬 下 第 2 分 団	一 宮 第 3 分 団	高 瀬 第 4 分 団	野 上 第 5 分 団	南 篠 第 6 分 団	吉 田 第 7 分 団	丹 生 第 8 分 団
倉 庫 か ぎ 保 管 者	消 防 長 署 長	第 1 分 団 長	第 2 分 団 長	第 3 分 団 長	第 4 分 団 長	第 5 分 団 長	第 6 分 団 長	第 7 分 団 長	第 8 分 団 長
備 器 具	か ま	6							
	な た	13	5	5	5	5	5	5	5
	の こ ぎ り	4	1	1	1	3	1	5	3
	お の	6	1	1	1	2	1	1	1
	ス コ ッ プ	12	13	18	17	10	9	14	13
	つ る は し	5	2	2	2	2	2	2	2
	と う ぐ わ	1							
	か け や	3	1	1	2	1	1	1	1
	照 明 具								
	バ ー ル	2							
	ベ ン チ	2							
	ハ ン マ ー	1							
	カ ッ タ ー								
	じ ょ れ ん								
	拡 声 器								
移 動 式 ポ ン プ			1			1	1	1	
竹 の こ	4								
発 電 機 一 式		1	1	1	1	1	1	1	
蓄 資 材	麻 袋								
	ビ ニ ー ル 袋								
	命 綱	35				2	4		
	な わ	2							
	鉄 線								
	丸 太								
	く い	20							
	バ ケ ッ ツ								
	か る こ								
	ナイロン ロ ー プ	4							
釘									
ト レ リ ッ ト	2,930	300	300	350	250	60	400	500	650

管 理 者 名		富 岡 市 長	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	合 計	
所 在 地		黒 岩 第 9 分 団	小 野 第 10 分 団	上 高 田 地 域 振 興 部	下 高 田 第 11 分 団	下 高 田 第 12 分 団	上 高 田 第 13 分 団	大 牛 第 14 分 団	諸 戸 第 15 分 団	菅 原 第 16 分 団		
倉 庫 か ぎ 保 管 者		第 9 分 団 長	第 10 分 団 長	地 域 振 興 部	第 11 分 団 長	第 12 分 団 長	第 13 分 団 長	第 14 分 団 長	第 15 分 団 長	第 16 分 団 長		
備	器 具	か ま		2	2	2	2	2	2	2	20	
		な た	5	5	1	2	2	2	2	2	2	76
		の こ ぎ り	5	3	5	2	2	2	2	2	2	45
		お の	1	1								17
		ス コ ッ プ	11	13	5	5	5	5	6	5	5	179
		つ る は し	2	2		3	3	3	2	2	2	40
		と う ぐ わ				2	2	2	2	2	2	13
		か け や	1	1	4	2	2	2	1	2	2	29
		照 明 具										
		パ ー ル			5							7
		ペ ン チ				2	2	2	2	2	2	14
		ハ ン マ ー			6	2	2	2	2	2	2	19
		カ ッ タ ー										
		じ ょ れ ん				2	2	2	1	1	1	9
		拡 声 器			1							1
		蓄	資 材	移 動 式 ポ ン プ	1	1						
竹 の こ											4	
発 電 機 一 式	1			1	1						11	
麻 袋						30	250	250	30			560
ビ ニ ー ル 袋					300	150	150	150	150	150	150	1,200
命 網						3	5	5	5	1	1	61
な わ					1	1	1	1	1	1	4	12
鉄 線					5	5	5	5	6	8	6	40
丸 太						20	50	50	50	50	50	270
く い					4					20	20	64
バ ケ ッ ツ												
か る こ												
ナ イ ロ ン ロ ー プ			1							5		
釘												
ト レ リ ッ ト	400	500	1,200	80					400	8,320		

第9章 決壊等の通報

堤防、その他の施設に決壊または、これに準ずべき事態が生じたときは、各分団長は、直ちに水防本部へ通報するものとする。

第10章 避難のための立ち退き

- (1) 本部長は、洪水の氾濫により、著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し避難のため立ち退き、又はその準備をすべきことを指示することができる。ただし、著しく危険が切迫し、本部長の指示を待ついとまのないときは、区長、各分団長が協議のうえ、これを行い、その結果を本部長へ報告するものとする。
- (2) 各分団長は、あらかじめ予定立ち退き先を当該地域の区長と協議（経路及び誘導責任者）のうえ選定し、本部長へ報告するとともに住民に周知徹底しておくものとする。
- (3) 本部長は、立ち退きを指示する場合には、水防法第29条の規定により、富岡警察署長へその旨を通知するものとする。

第11章 相互応援協力計画

水防法23条第1項の規定により、水防計画のための隣接市町村の相互応援協力計画は次のとおりとする。

(1) 応援を要請する場合

ア 要請をする場合の災害の規模については本部長（市長）が定め、応援要請は富岡甘楽広域圏消防相互応援協定に基づき本部長が行う。

イ 要請する相手方及び通信方法

市 町 村	責 任 者	電 話
安 中 市	安中市水防本部長	027-382-1111
下 仁 田 町	下仁田町水防本部長	0274-82-2111
甘 楽 町	甘楽町水防本部長	0274-74-3131
南 牧 村	南牧村水防本部長	0274-87-2011

通信は、加入電話及び警察電話を使用するとともに、電話不通の場合は消防無線又は特使をもってこれを行う。

ウ 応援部隊は、本部長の指揮の下に行動をするものとする。

(2) 応援する場合

ア 応援出動命令は、本部長が行う。

イ 応援要請を受ける通信の体制

富岡市水防本部 電話 6 2 - 1 5 1 1

ウ 応援出動部隊及び人員、器材等については災害の状況及び応援要請の状況により本部長が決定する。

第 1 2 章 水防解除

水位が警戒水位以下に減じ、水防警戒の必要がなくなったときは、本部長は水防解除を命ずるとともに一般に周知させ、この旨を富岡土木事務所長へ通報するものとする。

第 1 3 章 水防実施状況報告

水防が終結したときは、水防長はすみやかに水防実施状況を本部長へ報告し、本部長は、この状況を取りまとめ遅滞なく富岡土木事務所を経由して県知事へ報告するものとする。